

屋外広告物説明会を開催します

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段としてとても役立ちますが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を阻害する原因になってしまいます。

山梨県では「屋外広告物条例」により、次のとおり設置できる場所、大きさ、色等を定めており、設置には県の許可が必要となる場合もあります。

山梨県や各市町村では地域毎に屋外広告物の実態調査を実施しており、既に多くの会員事業場にも訪問されています。

そこで、屋外広告物についてよりご理解頂くため、山梨県国土づくり推進室の担当者による標記説明会を開催しますので、多数の会員皆さんのご参加をよろしくお願いします。

◇ 日時 9月4日（金） 15：30～16：30

◇ 場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

1 屋外広告物の種類



3 屋外広告物の基準 (一部抜粋)

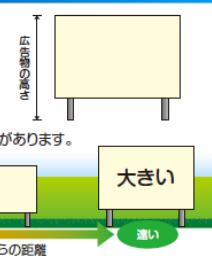
建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基準があります。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。(LED広告等)。

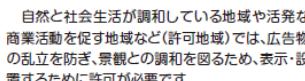
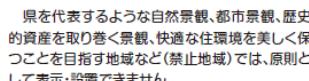


建植広告物(野立看板)

- 高さに基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



2 屋外広告物のルール



地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。

他人に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。

※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいらないものがあります。(適用除外)

道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路脇に設置することができます。
- 表示できる面積は2mまでです。(禁止地域内は1mまでです)。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



注意! 上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。
記載内容の一部に平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。

第30回親睦ゴルフ大会を開催します

本年も会員並びに組合員の親睦を深めることを目的に親睦ゴルフ大会を開催します。

参加希望者は、次の各支部実行委員へお申し込み下さい。

支部名	氏名	事業場名	電話	支部名	氏名	事業場名	電話
			FAX				FAX
甲府東	小澤 常雄	日栄小澤自動車整備工場	055 233 8686	南巨摩南	望月 和彦	(株) ボディーショップ望月	0556 66 3315
			055 233 8696				0556 66 3319
甲府西	窪田 弘幸	ホンダ自動車販売(株)	055 279 1717	南巨摩北	若林 博人	オートサービス若林	0556 42 3623
			055 279 2211				0556 42 3629
甲府南	志村 和人	(株) キリン自動車	055 226 1376	東 八	齊藤 浩行	サイトー・オート・サービス	055 263 3539
			055 227 2122				055 263 3542
甲府北	坂本 信康	山梨自動車産業(株)	055 252 7127	日下部	天野 久一	天野自動車整備工場	0553 22 3575
			055 252 7128				0553 22 3575
峠 北	岡部 司	(有) 清里自動車	0551 48 2133	塩 山	遠山 君夫	(有) カードックV Jオート	0553 44 3100
			0551 48 2976				0553 44 1308
並 崎	岩下 高明	(有) 並崎スズキ販売	0551 22 0348	岳 麓	中田 誠志	中田自動車整備工場	0555 22 3175
			0551 23 0529				0555 22 3206
南アルプス南	秋山 富夫	Tommy Japan	055 284 0539	大 月	小林 一郎	中央自動車飯金塗装工業	0554 23 0623
			055 284 6530				0554 23 0706
南アルプス北	前澤 茂樹	前沢自動車工業	055 285 2152	都 留	山本 和彦	和自動車整備工場	0555 25 3158
			055 285 5733				0555 25 3158
市 川	大柴 利幸	(有) 大柴自動車	055 227 7177	上野原	網野 裕巳	(有) 網野自動車科クリニック	0554 63 3488
			055 227 7177				0554 63 4366

参加者募集！

第30回 親睦ゴルフ大会

◎とき 平成27年 10月17日（土）

◎ところ 境川カントリー倶楽部

（笛吹市境川町小黒坂2266）

◎主催 （一社）山梨県自動車整備振興会

山梨県自動車整備商工組合

山梨県自動車整備労務改善協議会

◎ 参加料 1名 3,000円（賞品、パーティ一代）

◎ フレー代 1名 13,500円（チャリティー金1,000円は別途）
(フレー代、昼食、消費税を含む)



山梨運輸支局からのお知らせ

関東運輸局山梨運輸支局及び自動車検査独立行政法人関東検査部山梨事務所より
平成27年9月1日より検査の実施の連絡がありました。

平成27年9月1日から
スタート！

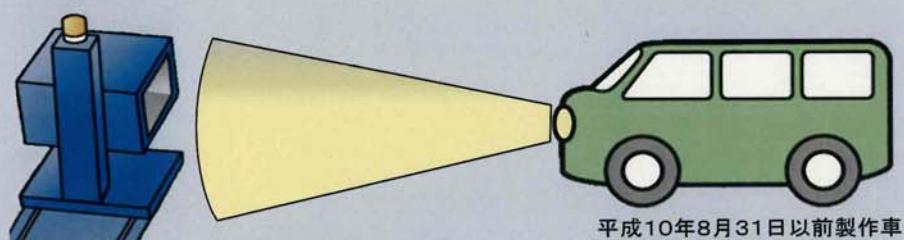
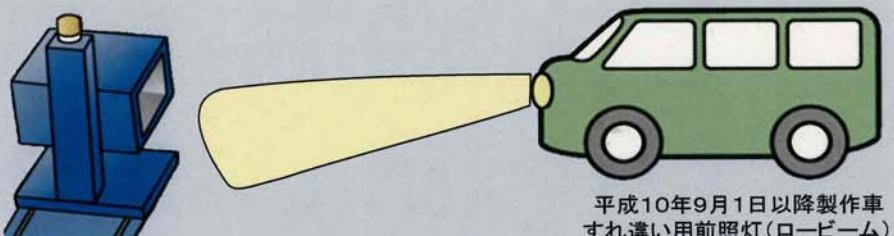
平成27年8月

平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪、大特除く)及び
軽自動車の前照灯は、原則、すれ違い用前照灯により検査を実施します。

これまで前照灯の光度及び照射方向の検査は、申告がなければ走行用前照灯で実施していましたが、平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪、大特除く)及び軽自動車は、平成27年9月1日から、原則、すれ違い用前照灯により実施することに変更します。

テスターの選択ボタンの操作を間違わないようお願いします。

※製作年月の不明な車両については、検査職員へお尋ねください。



※図はイメージです。

★詳しくは検査職員にお問い合わせください。

関 東 運 輸 局
山 梨 運 輸 支 局

自動車検査独立行政法人
関東検査部山梨事務所

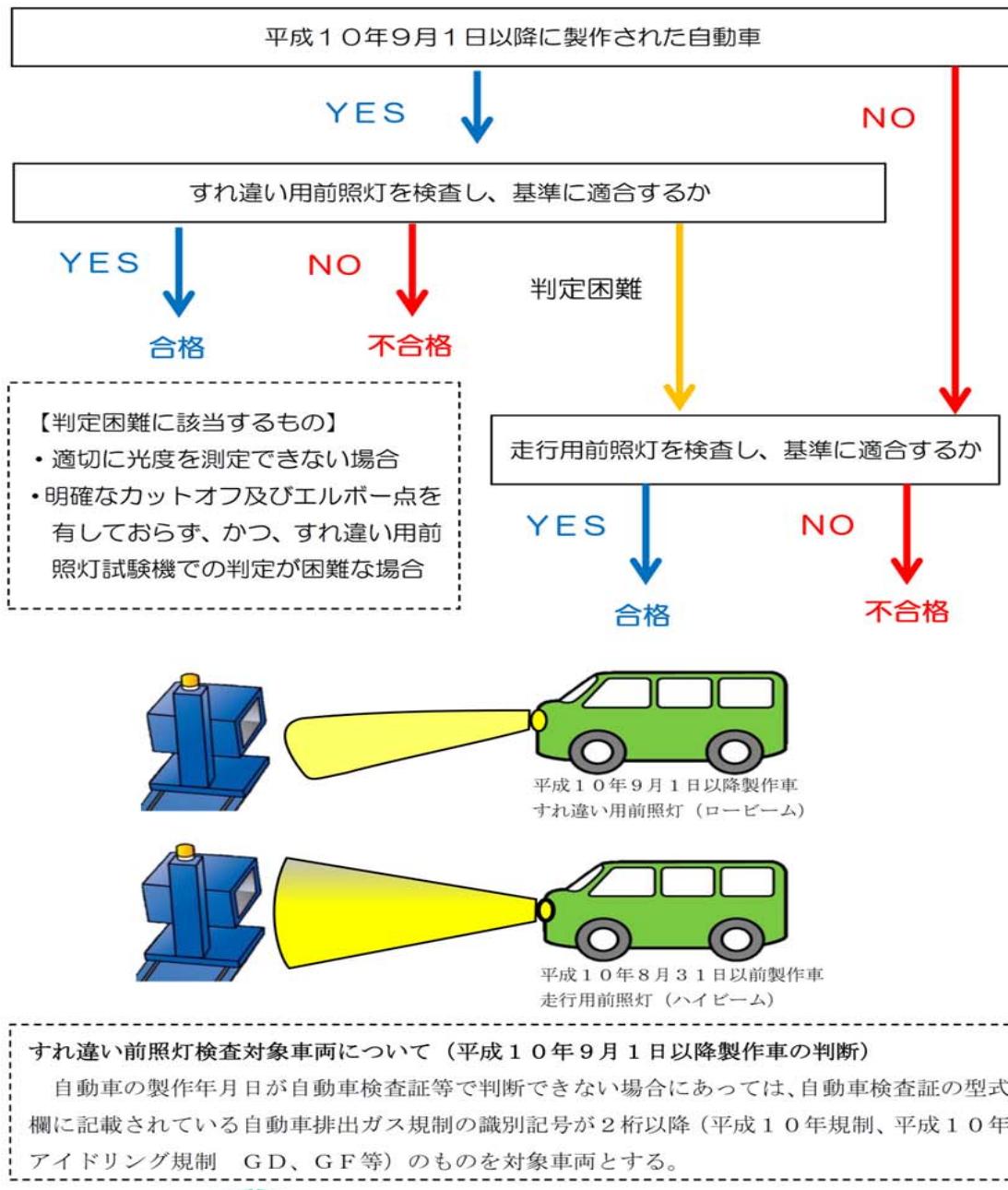
軽自動車検査協会からのお知らせ

平成27年9月1日から、平成10年9月1日以降に製作された軽自動車のヘッドライト検査は、原則、すれ違い用前照灯（ロービーム）により検査を実施いたします。

下記フローのとおり検査を実施いたしますのでお知らせします。

なお、平成10年8月31日以前の製作車はこれまで通り走行用前照灯（ハイビーム）で検査いたします。

検査コースにおける前照灯検査フロー



タカタ製エアバッグ・インフレータに係る リコールの改修促進について

タカタ製エアバッグ・インフレータについては、平成21年以降、順次リコール届出され、改修作業が進められているところです。

しかしながら、今般、改修措置が未実施となっていた車両において不具合が発生したため、次の事項のとおり改修促進のご協力をお願い致します。

1. 自動車検査証の交付又は返付の際、リコール対象車両である場合には、自動車検査証と併せてリコール対象車である旨の警告文が交付されることがあります。警告文が交付された場合には、依頼者を通じて、使用者に対してリコール対象車両であることを伝え、関係自動車販売店において改修作業を受けるよう促して下さい。
2. 道路運送車両法第12条等に基づき、自動車の所有者又は使用者が転居した際には、15日以内に住所変更の手続きを受けることとされています。（なお、これに違反した場合には、50万円以下の罰金を科されることがあります。）リコール対象車両の使用者には、ダイレクトメール等でリコール対象である旨が通知されますが、適切に変更登録等がされていない場合には、ダイレクトメールが届きません。自動車検査証の使用者の住所が、顧客情報や保険の住所と異なる場合には、依頼者を通じて、使用者に速やかに必要な手続きを受けるよう促して下さい。

自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の記載開始 における周知用チラシについて

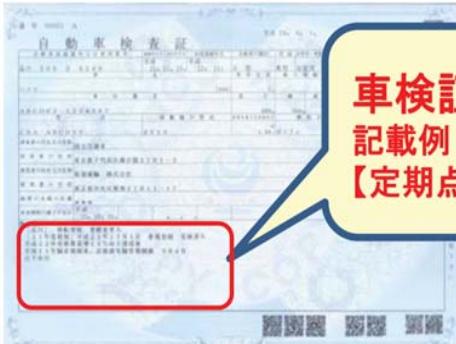
平成27年6月より整備命令または限定自動車検査証を交付する際に「点検等の勧告」を発動した場合、定期点検整備に関する指導の履歴として、当該勧告の発動の記録が自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄に記載されることとなりました。

国土交通省では、本件につきまして、広くユーザーに周知するためチラシを作成し、運輸局及び運輸支局等で配布する旨の情報提供がありましたのでお知らせします。

（チラシは次ページ）

点検等の勧告を発動した履歴の車検証備考欄への記載が始まりました!!

(確実な定期点検整備の励行による車両管理の必要性の啓発強化)



車検証のこの部分に履歴が記載されます

記載例:

【定期点検整備実施の指導履歴】平成27年6月1日勧告

点検等の勧告が発動された指導履歴が記載されるケース

継続検査

- 摩耗劣化にかかる箇所が検査不合格となり限定検査証が交付される
- 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

街頭検査等

- 摩耗劣化にかかる箇所が保安基準不適合であり整備命令書が交付される
- 最長の間隔で行うべき定期点検整備が適切に実施されていない※

「点検等の勧告」を発動

- ①勧告書の交付
- ②車検証の備考欄へ指導履歴記載(登録自動車及び小型二輪車が対象)

◎指導履歴の記載は抹消や名義変更等があった場合でも自動車の保守管理情報として引き続き記載されます

※自動車点検基準に定められている、自家用乗用車・二輪車・軽自動車については2年ごとの点検箇所、その他の自動車については12ヶ月ごとの点検箇所の定期点検整備

備考欄に記載された指導履歴の削除

自動車使用者から運輸支局等の検査窓口に申告があった場合において、使用者から提示のあった2回分の点検整備記録簿等により、自家用乗用車・二輪車の場合は法令で定められた2年点検(その他の自動車の場合は12ヶ月点検)が2回連続して適切に実施されていると判断した場合には、指導履歴を削除します。

ご不明な点等ご質問は最寄りの運輸支局、検査登録事務所の検査窓口までお願いします！

前検査車両の危険性に関する啓発活動におけるパンフレット

前検査車両の危険性に関する啓発活動として、平成23年度から日整連ホームページへの「知って納得！あんしん車検」シリーズの掲載及びチラシ等の作成・配布等を通じ、自動車ユーザーに対し、代行車検による受検の危険性等について注意喚起を行っております。

今年度につきましては、「知って納得！あんしん車検」の第4弾として、代行車検の危険性に加えて、点検（分解整備）記録簿の記載内容について、自動車ユーザーに対して周知を図るため、パンフレット「もっと！知って納得！安心車検！点検（分解整備）記録簿編」が作成されました。

自動車ユーザーに対して代行車検の危険性及び点検（分解整備）記録簿の記載内容について周知するための資料として、各種イベント、街頭検査時などにおいて自動車ユーザーに配布します。

詳細は日整連ホームページをご覧ください。

鈴木さんと佐藤くんの安心車検!

もっと！ 知って納得！ 安心車検!
～選び方のポイント～

エピソード1

- もうすぐ車検、車検ってナニ？
- 車検あれこれ…
- 整備工場は安心の整備付き車検！
- 整備工場での車検のおすすめ！

エピソード2

- もっと！ 知って納得！ 安心車検！

エピソード3

- 自動車検査証の備考欄編

エピソード4

- 点検（分解整備）記録簿編

車検とは…

安全地帯や公害防護等の面で、一定の基準をクリアしているか、国の機関等で定期的に検査することが、法律で義務づけられており、これを継続検査（通称車検）と言います。

ここでは車検の基礎知識と安心できる車検の選び方を解説しています。

鈴木さんと佐藤くんの安心車検!

もっと！ 知って納得！ 安心車検!
～点検（分解整備）記録簿編～ エピソード4

鈴木さんは外回りの途中で「健康診断を終えて会社に戻る佐藤くんをピックアップしました…」

寄ってもらってすみません

佐藤くん(26才)

鈴木さん(32才) 会社に戻るところだから 気にしないで…

自動車使用者の皆様へ
点検整備は必ず実施しましょう

自動車の車検（検査）は、安全の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の車検（検査）までの安全性等を保証するものではありません。
自動車の使用者は、安全・環境を守るために、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。（※自動車検査証より）

健康診断の結果をもらつたんですけど…

それでどうだったの？

いたって健康！ ですって。安心しましたよ！

はは、それはよかったです。

でも健康な人に、こんな書類いるんですかね？

うわーん

そうだね。ちょっと驚くよね

でも、何にもない時の記録も大切なんだよ

このまえ車検証の備考欄の話を憶てるよね？

車検証以外にも、クルマには携行しなきゃいけない記録簿…

※(1)車検証:正しくは「自動車検査証」ですが、ここでは一般的に使用されている「車検証」としています。
※(2)備考欄:Pの「自動車検査証（車検証）備考欄」への記載をご覧下さい（詳しくはエピソード3を見てね！）。
以前のエピソードは次のWebサイトでご覧になれます。http://www.jaspa.or.jp

点検（分解整備）記録簿編

**環境に優しい自動車整備関連事業場
山梨県推進協議会総会が開催されました**

◇日 時 7月10日(金) 13:00

◇場 所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 会議室

◇議 事

第1号議案 平成26年度事業報告並びに収支決算報告の承認について

第2号議案 任期満了に伴う役員改選について

第3号議案 平成27年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について

第4号議案 その他

以上、原案どおり承認されました。

環境に優しい自動車整備関連事業場 山梨県推進協議会役員

役職名	氏名	所属団体	
会長	荻原公明	(一社)山梨県自動車整備振興会	会長
副会長	田中好輔	山梨県自動車販売店協会	会長
会計	荻原公明	山梨県軽自動車協会	会長
役員	有井金三	山梨県中古自動車販売協会	会長
役員	市川清	山梨県自動車車体整備協同組合	理事長
役員	開森秀昭	山梨県自動車電装品整備商工組合	理事長

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」7月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車工場	788	甲府東	御坂自動車修理工場	165	東八
サト一自動車	1019	甲府西	雨宮自動車整備工場	790	東八
三友自動車工業(有)	15	甲府南	小澤自動車工業	931	東八
(有)アユザワ自動車	127	甲府南	長田自動車整備工場	941	東八
塩入自動車整備工場	487	甲府北	保坂自動車整備工場	1050	東八
大泉自動車整備工場	951	峡北	根津自動車工業(株)	548	日下部
(有)小沢自動車	514	韮崎	広瀬自動車興業	762	日下部
樽林モータース	834	韮崎	久保田モータース	397	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	羽中田自動車工場	162	岳麓
名執モータース	774	南アルプス北	東信自動車整備工場	314	岳麓
清水モータース	858	南アルプス北	半田自動車整備工場	942	岳麓
(株)杉野ホンダ販売	324	市川	宝興自動車整備	1008	大月
(有)田富自動車工業	712	市川	古久屋自動車	1009	大月
(株)稻葉工業	63	南巨摩南	高部自動車整備工場	805	都留

【訃 報】

(甲府東支部 8-621)

田形自動車整備工場

代表者 川口 香 様

御母堂 川口美代子 様 (95歳)

7月8日 ご逝去

(南アルプス北支部 8-605)

相原自動車工場

代表者 相原 安信 様

御本人 (78歳)

7月12日 ご逝去